

判決年月日	平成30年2月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成29年(行ケ)第10036号		
○ 審決には、特許法131条の2についての法令の解釈適用を誤った結果、要旨変更の存否についての審理不尽の違法があるとされた事例			

(関連条文) 特許法131条の2第1項, 第2条

(関連する権利番号等) 特許第5663694号

### 判 決 要 旨

1 特許法131条の2第1項本文は、請求書の補正は、その要旨を変更してはならない旨規定するのに対し、同条2項は、審判長は、請求書に係る請求の理由の補正がその要旨を変更するものであっても、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、被請求人も同意したことその他の同項各号のいずれかに該当する事由があるときは、決定をもって、当該補正を許可することができる旨を規定し、同条4項は、同条2項の決定に対しては、不服を申し立てることができない旨を規定する。

上記各規定は、請求の理由の要旨を変更する補正については、審理対象を変動させるものであるから、審理の遅延を防止する観点から、これを許可することができないとする一方、要旨を変更する補正であったとしても、審理の遅延という観点から不当なものではなく、被請求人も同意するなど特段の事情が認められる場合には、審判長の裁量的判断として当該補正を許可することができるものとし、このような場合において、仮に不許可の決定がされたとしても、審判請求人はいつでも別途の無効審判請求をすることが可能であるから、審判請求人は、当該不許可決定に対しては不服を申し立てることができないとしたものである。

そうすると、審判請求人が、請求書の補正が要旨を変更するものではない旨争っている場合において、審判合議体において当該補正が要旨を変更するものであることを前提として、これを許可することができないと判断するときは、審判合議体は、同条1項に基づき、当該補正を許可しない旨の判断を示すのが相当である。それにもかかわらず、審判長が、同条1項に基づく不許可の判断を示さず、同条2項に基づき、裁量的判断として補正の不許可決定をする場合には、審判請求人は、同条4項の規定により、審判手続において、当該決定に対しては不服を申し立てることができず、審決取消訴訟においても、上記決定が裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものでない限り、上記決定を争うことができなくなるものと解される。このような結果は、審判請求人に対し、要旨の変更の可否を争う機会を実質的に失わせることになり、手続保障の観点からは是認することができない。

2 これを本件についてみるに、原告は、審判手続において、上記補正が要旨を変更する

ものではない旨争っていたにもかかわらず、審判長は、当該補正が要旨を変更するものであることを前提として、特許法131条の2第1項ではなく、同条2項に基づき、格別理由を付することなく、上記補正を許可することができないと決定したものと認められる。

そうすると、審決には、同条についての法令の解釈適用を誤った結果、要旨変更の存否についての審理不尽の違法があるといわざるを得ない。原告の主張は、上記の趣旨をいうものとして理由がある。